

○国家公安委員会告示第四十八号

国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）第四条第一項の規定に基づき、次の者を国際連合安全保障理事会決議第千二百七十三号によりその財産の凍結等の措置をとるべきこととされている国際テロリストとして指定するので、同法第五条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和元年十二月十三日

国家公安委員会委員長 武田 良太

法人その他の団体

- 1 名称 新人民軍（New People's Army(NPA)）
別名 不明
旧名称 不明
所在地 不明
指定番号 DE-19
指定の有効期間 令和元年12月13日から令和4年12月12日までの間
指定の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
その他参考となるべき事項 不明
- 2 名称 アル・シャバーブ（Al-Shabaab）
別名 不明
旧名称 不明
所在地 不明
指定番号 DE-20
指定の有効期間 令和元年12月13日から令和4年12月12日までの間
指定の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
その他参考となるべき事項 不明
- 3 名称 ISILシナイ州（ISIL Sinai Province）
別名 不明
旧名称 不明
所在地 不明
指定番号 DE-21
指定の有効期間 令和元年12月13日から令和4年12月12日までの間
指定の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
その他参考となるべき事項 不明

- 4 名称 ISIL東アジア（IS East Asia Division）
別名 ISISフィリピン（ISIS-Philippines）
旧名称 不明
所在地 不明
指定番号 DE-22
指定の有効期間 令和元年12月13日から令和4年12月12日までの間
指定の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
その他参考となるべき事項 不明
- 5 名称 マウテ・グループ（The Maute Group）
別名 不明
旧名称 不明
所在地 不明
指定番号 DE-23
指定の有効期間 令和元年12月13日から令和4年12月12日までの間
指定の根拠となる条項 第四条第一項第一号及び同項第二号ハ
その他参考となるべき事項 不明